

## ◎補足資料 定期点検について

定期点検は、国土交通省が地方公共団体向けに整理した「シェッド、大型カルバート等定期点検要領（国土交通省道路局）」に基づき実施することを基本として実施する。以下はその補足資料である。

なお、必要に応じて、国土交通省管理の道路に適用される「シェッド、大型カルバート等定期点検要領（国土交通省道路局）」を参考にする。

### （１）定期点検の目的と頻度

定期点検は、５年に１回の頻度で実施することを基本とする。

各施設の点検年次計画は、別紙１「点検・修繕計画」に示す。

### （２）健全性の診断

定期点検では、部材単位での健全性の診断と、シェッド、シェルター、大型カルバート毎の健全性の診断を行う。

#### １）部材単位の診断

部材単位の健全性の診断は、「シェッド、大型カルバート等定期点検要領」を参考に行い、下表１の区分に分類する。

表１ 部材毎の健全性の診断の区分

区 分		状 態
I	健全	シェッド、大型カルバート等の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	シェッド、大型カルバート等の機能支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	シェッド、大型カルバート等の機能に支障が生じる可能性がある、又は、次回点検までに道路管理瑕疵が問われる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	シェッド、大型カルバート等の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

健全性の診断の結果の区分のⅠ～Ⅳに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとする。

Ⅰ：次回定期点検までの間、予定される維持行為等は必要であるが、特段の監視や対策を行う必要のない状態をいう

Ⅱ：次回定期点検までに、長寿命化を行うにあたって時宜を得た修繕等

の対策を行うことが望ましい状態をいう

Ⅲ：次回定期点検までに、シェッド、大型カルバート等の構造安全性の確保のために、修繕等の対策や第三者被害の防止のための措置等を行う必要がある状態をいう

Ⅳ：緊急に対策を行う必要がある状態をいう

## 2) シェッド、シェルター、大型カルバートの施設毎の健全性の診断

シェッド、シェルター、大型カルバートの施設毎の健全性の診断は、次回定期点検までのシェッド、シェルター、大型カルバートの措置の必要性を評価し、表2の区分に分類する。

表2 施設毎の健全性の診断の区分

区 分		状 態
I	健全	シェッド、大型カルバート等の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	シェッド、大型カルバート等の機能支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	シェッド、大型カルバート等の機能に支障が生じる可能性がある、又は、次回点検までに道路管理瑕疵が問われる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	シェッド、大型カルバート等の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

健全性の診断の結果の区分のⅠ～Ⅳに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとする。

Ⅰ：次回定期点検までの間、予定される維持行為等は必要であるが、特段の監視や対策を行う必要のない状態をいう

Ⅱ：次回定期点検までに、長寿命化を行うにあたって時宜を得た修繕等の対策を行うことが望ましい状態をいう

Ⅲ：次回定期点検までに、シェッド、大型カルバート等の構造安全性の確保のために、修繕等の対策や第三者被害の防止のための措置等を行う必要がある状態をいう

Ⅳ：緊急に対策を行う必要がある状態をいう

## 3) その他

大型カルバート等における取付擁壁、階段及び上屋についても定期点検の対象とし、取り扱いは大型カルバート等の附属物とする(部材区分は「その他」)。上屋などの点検においても、はしご等を用いるなどして、できる限り近接目視で点検を行う。

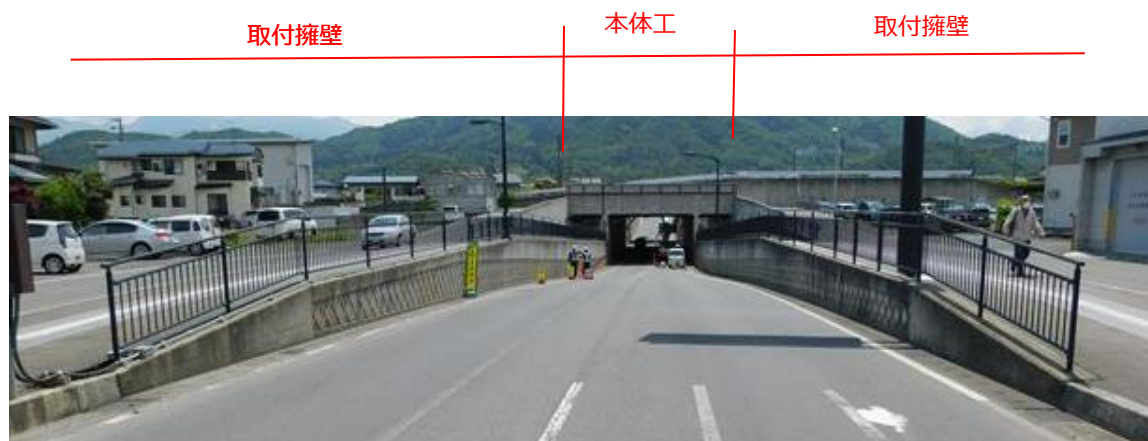


写真1 大型カルバートにおける本体外工と取付擁壁の例

#### 4) 記録様式

点検診断の結果は、全国道路施設点検データベース<sup>※</sup>への登録を前提に、「シェッド、大型カルバート等定期点検要領(国土交通省道路局)」に記載の様式を使用する。必要に応じて、「記録様式作成にあたっての参考資料(シェッド、大型カルバート等定期点検版)(国土交通省道路局国道・技術課)」を補足的に利用してもよい。

※ 全国道路施設点検データベース <https://road-structures-db.mlit.go.jp/>